

薬品管理支援システム IASO 運用ルール

第1版

改訂履歴

版数	内容	年月日	作成者
1	新規制定	2021年9月17日	米沢地区事業場 安全衛生委員会

1. はじめに

米沢キャンパスでは、キャンパス内の安全衛生管理体制の向上及び関係法令遵守に係る作業効率化を目的として、薬品管理支援システム IASOR7（以下「IASO」という。）を導入した。本書は、その運用ルールを定めたものである。

2. IASO 運用体制

システム運用責任者：米沢キャンパス長 中島健介

システム運用担当者：米沢地区事業場安全衛生委員会委員の中から選出された者

技術部 環境・安全衛生担当 鈴木 泰彦

(E-mail : y_suzuki@yz.yamagata-u.ac.jp)

3. 薬品の管理体制

薬品の管理は教員を責任者（研究室責任者）として研究室ごとにおこなう。グループで薬品を管理する場合は、代表の責任者を教員から選任するものとする。

薬品を使用する者は、取得、使用、廃棄状況等を速やかに IASO に登録し、管理しなければならない。

4. IASO ユーザー管理

(1) ID

薬品の管理責任者（研究室責任者）は、グループ ID の発行を申請する。（別紙様式 1）

システム運用担当者は、使用する薬品および状況を確認し、グループ ID を発行して薬品の管理責任者に連絡する。

(2) パスワード

システム運用担当者は同一グループ ID 内に、3 種類（研究室責任者、研究者、学生）のユーザーパスワードを発行し、研究室責任者に連絡する。

ユーザーパスワードは各ユーザーが管理する。パスワードを失念した場合、ユーザーはシステム運用担当者にパスワードの再発行を依頼する。

ユーザーパスワードの追加が必要な場合、ユーザーはシステム上でシステム運用担当者にユーザー追加を申請する。システム運用担当者は申請内容の確認と承認をおこなう。

[参照：MAINTENANCE MANAGER 6.3.2. ユーザー]

(3) ログイン／ログアウト

システム運用担当者はシステムへのログイン状況を管理し、同時ログインしているユーザー数が上限に達している場合にはユーザーへログアウトを依頼する。緊急の場合、システム運用担当者はユーザーの強制ログアウトをおこなう。

5. 薬品の登録

ユーザーは研究室で使用する薬品について、薬品登録をおこなう。

(1) 登録する薬品の種類

IASO で管理する薬品は、研究および教育で扱う化学薬品全般とし、薬品登録の際には下記関連法規等の関連を併せて登録する。

- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 消防法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 化審法
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法
- ・ 国際帰省物資
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)
- ・ 強度の変異原性が認められた化学物質 (労働安全衛生法)
- ・ 薬機法
- ・ 覚醒剤取締法
- ・ オゾン層破壊物質
- ・ カルタヘナ法
- ・ 化学兵器禁止法
- ・ 国民保護法
- ・ 習慣性医薬品

[参照：MAINTENANCE MANAGER 6.4.2. 法規]

(2) 登録の要否が不明な場合

システムへの登録の要否が不明な場合、研究室責任者はシステム運用担当者に問い合わせるものとする。問い合わせを受けたシステム運用担当者は、システム運用責任者に相談のうえ、対象物質の登録の要否をユーザーに連絡する。

(3) データベースにない薬品を登録する場合

データベースにない新規の薬品があるときは、ユーザーは IASO のシステム上で薬品マスタ登録申請をおこなう。このときユーザーは対象薬品の安全データシート (SDS: Safety Data Sheet) 等の安全情報を可能な限り収集して登録情報に入力する。

[参照：MAINTENANCE MANAGER 6.4.1. 薬品]

(4) 薬品保管場所

ユーザーは薬品登録の際には、薬品保管場所を登録しなければならない。保管場所はシステム上、下記の3階層に分けて設定されており、ユーザーは第Ⅲ階層に保管場所を作成できる。その際、システム運用担当者に登録申請をおこなう。

- ・ 第Ⅰ階層：建屋
- ・ 第Ⅱ階層：研究室（部屋番号）
- ・ 第Ⅲ階層：研究室内の保管場所（必要に応じて部屋番号）

[参照：MAINTENANCE MANAGER 6.1. 保管場所]

(5) バーコードシール

薬品には、IASO を使用して発行するバーコードシールを貼り付けて管理するものとし、薬品登録時にバーコードシールに管理番号を入力する（もしくはバーコードリーダーで読み込む）。

[参照：CHEMICAL MANAGER 10. バーコード印刷]

6. 使用状況の記録

(1) 薬品の持出し／返却管理

薬品のうち特定毒物や毒物など危険性の著しく高い薬品は「重量管理」とし、使用量および残存量を記録する。重量管理対象の薬品以外は「単位管理」とし、その風袋を使用しきった後に空ビン登録をおこなう。

管理方法の区分けは法規準拠とし、各法規における管理方法の違いを表 1 に記す。

また、特別な事情により表 1 に関わらず重量管理を希望する場合、ユーザーはコメント欄に数量の記載をおこなう等の措置を講ずるか、システム運用担当者に相談して重量管理用の薬品登録をおこなう。

[参照：CHEMICAL MANAGER 4. 持出・返却、MAINTENANCE MANAGER 6.4.1. 薬品]

表1 法規および管理方法一覧

法規	単位管理	重量管理 / 容量管理
劇毒物取締法／特定毒物		●
劇毒物取締法／毒物		●
劇毒物取締法／劇物	●	
消防法／第一類	●	
消防法／第二類	●	
消防法／第三類	●	
消防法／第四類	●	
消防法／第五類	●	
消防法／第六類	●	
消防法／消防活動阻害物質	●	
労働安全衛生法／有機則 第一種	●	
労働安全衛生法／有機則 第二種	●	
労働安全衛生法／有機則 第三種	●	
労働安全衛生法／特化則 第一類	●	
労働安全衛生法／特化則 第二類	●	
労働安全衛生法／特化則 第三類	●	
労働安全衛生法／特化則 特別管理物質	●	
労働安全衛生法／鉛中毒予防規則	●	
労働安全衛生法／第57条の2 (SDS交付義務)	●	
化審法／第一種特定化学物質	●	
化審法／第二種特定化学物質	●	
PRTR／特定第1種指定化学物質	●	
PRTR／第1種指定化学物質	●	
PRTR／第2種指定化学物質	●	
麻薬及び向精神薬取締法／原料以外		●
麻薬及び向精神薬取締法／原料	●	
国際規制物資		●
強度の変異原性が認められた物質	●	
薬機法／指定薬物		●
覚せい剤取締法		●
一般試薬	●	
上記以外	●	

(2) 薬品の使用目的

「研究」「学生実験」「その他」とする。使用状況によって排出先（産廃処理や大気放散など）および排出率が異なる場合、研究室責任者はその使用目的のマスタ申請をおこなう。

[参照：CHEMICAL MANAGER 4.1. 持出登録]

7. 廃棄

ユーザーは、薬品を全量使用後に「空ビン登録」をおこなう。また残量がある状況で試薬を廃棄した場合には廃棄登録をおこなう。

薬品の移動など一度に大量の廃棄がある場合、研究室責任者はシステム運用担当者に報告する。システム運用担当者は数量を把握し、PRTR 届出の修正などをおこなう。

[参照：CHEMICAL MANAGER 4.2. 返却登録、CHEMICAL MANAGER 7. 廃棄薬品登録]

8. IASO データの活用

システム運用担当者は、火災等の事故や事件が発生した場合に IASO からデータを回収して報告することができる。また、報告や調査等の目的で薬品の在庫および使用量のデータを収集し、以下の報告に使用する。なお、報告の際には、研究室責任者の確認と了承を得るものとする。

- ・ 化学薬品使用状況調査：年 2 回半期ごとの使用量実績と使用予定量を本部へ提出
- ・ PRTR 制度に関する届出：年 1 回国へ提出（県経由）

[参照：DATA MANAGER 5. 使用量集計リスト、11. PRTR リスト]

9. 棚卸し

研究室責任者は年 1 回研究室内の薬品の棚卸しをおこなう。

[参照：CHEMICAL MANAGER 8. 棚卸]

10. 教育・研修

キャンパス長は、薬品を使用する研究室責任者及び研究者等に対して、システム使用方法等の薬品管理に必要な知識に関する教育・研修を行わなければならない。

薬品を使用する研究室責任者及び研究者等は、システム使用方法等の薬品管理に必要な知識に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究室責任者は、新規にシステムを使用して薬品を扱う学生等に対して、システム使用方法等の薬品管理に必要な知識に関する教育・研修を受けさせなければならない。

11. その他

本ルールの変更は、米沢地区事業場安全衛生委員会の議を経て定める。

12. 参考

- [1] 山形大学毒物及び劇物取扱規程
- [2] 国立大学法人山形大学職員安全衛生管理規程
- [3] 国立大学法人山形大学職員安全衛生管理規程施行細則

[4] 薬品管理支援システム IASO R7 操作マニュアル（各事項に対応するマニュアルおよび項目を記す）

(別紙様式 I)

薬品管理支援システム利用者 I D 申請書

申請日 令和 年 月 日

学科・専攻等名： _____

薬品管理責任者
職名・氏名： _____

連絡先電話番号： _____

メールアドレス： _____

※提出先（薬品管理支援システム運用担当）
技術部 環境・安全衛生担当 鈴木泰彦
E-mail： y_suzuki@yz.yamagata-u.ac.jp